

## 地域医療構想について

### 1. 策定の趣旨

団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37年）年を見据え、限られた医療資源を有効に活用しつつ、「効率的かつ質の高い医療提供体制」を構築することが求められている。

平成26年度には、このような医療制度改革の必要性から医療法が改正され、都道府県は「地域の医療提供体制の将来のあるべき姿」を描く「地域医療構想」を策定することとされた。

### 2. 主な内容（地域医療構想策定ガイドラインに基づき策定）

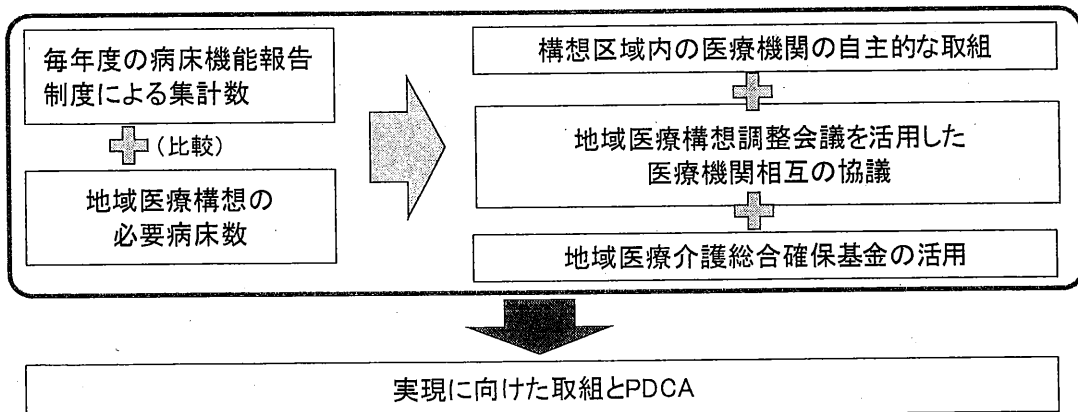
#### （1）2025年の医療需要と必要病床数 4つの病床機能について構想区域ごとに推計

医療機能	2025年の 必要病床数(A)	2014年の 病床機能報告(B)	(A)-(B)	増減率(%)
高度急性期	718	1,514	▲ 796	▲ 52.6
急性期	2,393	3,667	▲ 1,274	▲ 34.7
回復期	3,003	1,690	▲ 1,313	77.7
慢性期	2,880	5,285	▲ 2,405	▲ 45.5
計	8,994	12,156	▲ 3,162	▲ 26.0

#### （2）将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策

- ① 病床機能の分化・連携
  - ・高度急性期から在宅等に至る一連の医療・介護をシームレスに提供
  - ・医療機関の役割分担に向けた協議の促進と基金活用による支援
  - ・病院完結型から地域完結型医療に転換するためICTを積極的に活用
- ② 在宅医療等の充実
  - ・退院支援、療養生活支援、急変時、看取りの各段階における対応を充実
  - ・療養病床に代わる新たな施設類型により、受け皿となる施設整備を推進
  - ・地域包括ケアシステム等による認知症患者の見守り体制の構築
- ③ 医療従事者の確保・養成
  - ・在宅医療を担う医師・歯科医師、看護師の養成及び多職種協働の推進
  - ・院内保育所設置促進や勤務環境改善支援センターの活用による環境整備
  - ・寄附講座、地域枠等を活用して地域偏在解消、県内定着を促進

#### （3）地域医療構想の実現に向けて



### 3. 今後のスケジュール（案）

- |                 |   |
|-----------------|---|
| • 5月23日～        | • 地域医療構想調整会議（南部、西部、東部）において<br>順次「構想素案」を提示<br>⇒意見反映・修正により「構想案」を作成                                    |
| • 7月中旬          | • 地域医療構想調整会議において「構想案」を提示<br>⇒意見反映・修正により〔ver2〕を作成  |
| • 7月下旬～<br>8月下旬 | • 関係者（市町村、保険者協議会、関係団体※）からの意見聴取<br>※医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会<br><br>• パブリックコメント実施<br>⇒意見反映・修正により〔ver3〕を作成 |
| • 9月上旬～<br>9月中旬 | • 医療審議会への諮問と答申<br>⇒意見反映・修正により「成案」取りまとめ  |